

令和5年度業務仕様書一覧

No	業務仕様書名	備 考 (実施地区名等)
1	電気設備保守点検業務仕様書	神居尻・一番川・月形
2	消防用設備保守点検業務仕様書	神居尻・月形
3	汚水浄化槽保守点検業務仕様書	神居尻、牧場南、一番川、月形
4	汚水浄化槽水質検査業務仕様書	//
5	配水池等水槽保守（清掃）点検業務仕様書	神居尻、一番川、月形
6	地下灯油タンク配管気密点検業務仕様書	森林学習センター、宿泊A管理棟、宿泊B管理棟
7	浄化槽汚泥引抜業務仕様書	神居尻、一番川、月形
8	上水道機械施設（濾過器等）保守点検業務仕様書	//
9	上水道（配水池等）水質検査業務仕様書	//
10	衛生施設水質（レジオネラ菌）検査業務仕様書	宿泊A管理棟、宿泊B管理棟、一番川岩風呂
11	汚水浄化槽（電気関係）保守点検業務仕様書	神居尻、一番川、月形
12	浄化槽（リサイクル型）保守点検業務仕様書	青山中央（案内広場、植樹広場）
13	施設（トイレ等）水抜き・水出し業務仕様書	全地区（青山ダム地区を除く。）
14	給湯機器（温水ボイラー）保守点検業務仕様書	神居尻、月形陶芸館、一番川案内所
15	無圧式温水ボイラー保守点検仕様書	森林学習センター、宿泊A管理棟、宿泊B管理棟
16	循環ろ過器保守点検仕様書	宿泊A管理棟、宿泊B管理棟
17	FF式暖房機保守点検業務仕様書	全地区（青山ダム地区、青山中央地区を除く。）
18	灯油・軽油タンク清掃業務仕様書	神居尻、一番川、月形
19	陶芸窯保守点検仕様書	月形陶芸館
20	木工機械保守点検業務仕様書	月形木工芸館
21	し尿処理業務仕様書	神居尻、一番川、月形
22	発電機保守点検業務仕様書	一番川地区発電機
23	展示ホール機器保守点検業務仕様書	森林学習センター
24	生活環境の保全に関する環境基準に準ずる水質調査業務仕様書	全地区（青山中央地区を除く）
25	植物管理業務仕様書	全地区
26	清掃業務仕様書	//
27	建物除雪業務仕様書	//
28	「森っ子クラブ」業務処理要領	神居尻地区
29	森林環境教育事業業務処理要領	神居尻地区
30	「森のようちえん」業務処理要領	神居尻地区

1 電気設備保守点検業務仕様書

1 保守点検内容

電気工作物の点検及び測定試験は、原則として、電気事業法により実施する。

- (1) 保守点検業務は、資格者が担当する専門会社に委託して実施する。
- (2) 委託業務は定期点検（月次点検及び年次点検）のほか、臨時点検（異常の発生、又は発生の恐れがある場合）や精密点検（事故発生時や事故発生後の必要に応じて行う処理）を行い、不良箇所等があれば改修の助言を受ける。
- (3) 月次点検は、主として運転中の点検及び測定試験を行う。
- (4) 年次点検は、主として設備の運転を停止して、点検及び測定試験を行う。
- (5) 次の各号に掲げる電気施設等の保安業務箇所について実施する。

ア	神居尻・神居尻宿	（設備容量 390KVA）	自家用電気工作物
	//	（設備容量 25KVA）	非常用予備発電機
イ	月形地区	（設備容量 120KVA）	自家用電気工作物
ウ	一番川地区	（設備容量 37KVA）	大型発電機
エ	//	（設備容量 12.5KVA）	小型発電機
オ	//		発電機に付属する低圧設備
- (6) 点検回数は月次点検は月1回、年次点検は年1回とする。

2 保守点検回数

: 開園期間

施設	点検区分	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
神居尻 自家用電気工作物	月次	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
	年次		1											1
神居尻 非常用発電機	月次	1	1	1	1	1	1	1	1					8
	年次		1											1
月形 自家用電気工作物	月次	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
	年次		1											1
一番川 大型発電機	月次		1	1	1	1	1	1						6
	年次		1											1
一番川 小型発電機	月次		1	1	1	1	1	1						6
	年次		1											1
一番川・発電機に 付属する低圧設備	月次		1	1	1	1	1	1						6
	年次		1											1

3 報告

点検結果は、石狩振興局森林室に報告する。

2 消防用設備保守点検業務仕様書

1 業務内容

消防用設備の点検は、消防法第17条3の3に基づき点検及び報告を行う。

- (1) 保守点検は、消防設備士又は消防設備点検資格者により実施する。
- (2) 保守点検の結果は、消防設備等点検一覧及び消防設備等の種類に応じた点検表を作成し、消防設備等点検結果報告書に添付して報告する。
- (3) 点検結果は、管轄消防署長（総合点検のみ）及び石狩振興局森林室へ報告する。

2 施設・点検回数

地区	施設	点検回数		
神居尻	案内所等	総合点検 1回	機器点検 2回	計 3回
神居尻	森林学習センター	総合点検 1回	機器点検 2回	計 3回
神居尻	宿泊施設 (Aブロック)	総合点検 1回	機器点検 2回	計 3回
神居尻	宿泊施設 (Bブロック)	総合点検 1回	機器点検 2回	計 3回
月形	陶芸館・木工芸館	総合点検 1回	機器点検 2回	計 3回

3 実施時期・回数

単位：回 : 開園期間

施設	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
神居尻 案内所	総合		1											1
	機器		1				1							2
神居尻 森林学習センター	総合		1											1
	機器		1				1							2
神居尻 宿泊施設 (Aブロック)	総合		1											1
	機器		1				1							2
神居尻 宿泊施設 (Bブロック)	総合		1											1
	機器		1				1							2
月形 陶芸館・木工芸館	総合		1											1
	機器		1				1							2

4 点検消防用設備

別紙のとおり

(別表) 点検消防用設備

区分	種類	神居尻案内所等	森林学習センター	宿泊A棟	宿泊B棟	月形陶芸館	月形木工芸館	バンガロー	備考
消火設備	消火器(粉末加圧式)	15	21	41	23	4	4	16	
	屋内消火栓		1						
	自家発電設備		1						
警報設備	○自動火災報知設備								
	感知器								
	(熱差動式スポット型感知器)	23	58	100	66		1		
	(熱差動式分布型感知器)		20						
	(熱定温式感知器)	2	19	35	20		11		
	(煙感知器)	4	7	2	9		5	16	
	発信器	2	4	4	4		1		音響装置と一体
	受信器	P-1級	P-1級	P-1級	P-1級		P-2級		
	音響装置	2	4	4	4		1		発信器と一体
	○非常警報設備								
	放送設備	1	1	1	1	1	1		
	非常ベル	1	1	1	1	1	1		起動・音響一体型
	○消防機関への火災通報設備				1	1			
○ガス漏れ火災警報設備				1	1				
避難設備	誘導灯	2	21	5	7				
	誘導標識		10			13	7		
	避難はしご			2	8				
	防火戸		10						
配線		○	○	○	○		○		

注 神居尻案内所等はサイクリングセンター、スオミタロウ含む。

3 汚水浄化槽保守点検業務仕様書

1 浄化槽保守点検

浄化槽の機能を維持し、その放流水の水質を適正に確保するため、各装置や付属機器類の運転状況を確認して異常や故障を早期に発見する。


- (1) 保守点検は、浄化槽法に定める浄化槽の保守点検の技術上の基準(以下「保守点検基準」という。)に従って行う。
- (2) 保守点検の委託先は、浄化槽保守点検業の登録を受けている者とする。

2 施設別点検回数

施設名	規格等	保守点検回数	備考
神居尻地区	接触ばっ気方式 546人槽	点検 16 回	14回
神居尻宿泊施設	接触ばっ気方式 400人槽	点検 16 回	14回
牧場南地区	接触ばっ気方式 80人槽	点検 2 回	なし
一番川地区	接触ばっ気方式 340人槽	点検 12 回	11回
月形陶芸館	接触ばっ気方式 160人槽	点検 3 回	2回
月形木工芸館	接触ばっ気方式 70人槽	点検 3 回	2回

注 牧場南地区は、自主運営。備考は、要求水準書の点検回数。

3 実施月・点検回数

 開園期間 単位：回

施設名	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
神居尻地区	委託	1	2	2	3	3	2	2	1					16
神居尻宿泊施設	委託	1	2	2	3	3	2	2	1					16
牧場南地区	委託			1			1							2
一番川地区	委託		1	2	3	3	2	1						12
月形陶芸館	委託	1			1			1						3
月形木工芸館	委託	1			1			1						3

注 7月、8月の繁忙期を優先した点検と開園時・閉園時の点検を行うため、要求水準書の月別の点検回数内訳を次のとおり変更して実施する。

- (1) 神居尻の2施設は、「月2回4ヶ月」、「月3回2ヶ月」に「月1回2ヶ月」を加える。
- (2) 牧場南地区は、法令に定める「月1回2ヶ月」とする。
- (3) 一番川地区は、「月2回4ヶ月」を「月2回2ヶ月」、「月3回1ヶ月」を「月3回2ヶ月」に変更し、「月1回2ヶ月」を加える。
- (4) 月形の2施設は、「月1回2ヶ月」を「月1回3ヶ月」に変更する。

4 報告

点検の結果は、石狩振興局森林室に報告する。

4 汚水浄化槽水質検査業務仕様書

1 施設

施設	処理方式	種類	処理能力	備考
神居尻地区	接触ばっ気方式	流入調整槽	546人槽	
神居尻宿泊棟	接触ばっ気方式	流入調整槽	400人槽	
牧場南地区	接触ばっ気方式	沈殿分離槽	80人槽	
一番川地区	接触ばっ気方式	流入調整槽	340人槽	
月形陶芸館	接触ばっ気方式	沈殿分離槽	160人槽	
月形木工芸館	接触ばっ気方式	沈殿分離槽	70人槽	

注 牧場南地区は、自主運営による。

2 実施時期

検査は、年1回、6月に実施する。

3 検査機関及び検査結果等

- (1) 検査機関は、北海道の指定検査機関である公益社団法人 北海道浄化槽協会(昭和61年6月10日衛施第276号指令)とする。
- (2) 浄化槽の設置場所で当該浄化槽に関する外観検査、水質検査、書類検査を実施し、その結果及び判定を記入した検査結果書を提出する。
- (3) 指定検査機関から検査済証の交付を受け、見やすい場所に添付する。

4 検査内容等

- (1) 外観検査及び書類検査
設備の稼働状況、水の流れ方、悪臭の発生などの外観検査及び書類検査を実施する。
- (2) 水質検査
水質検査は、pH、DO、BODなどを対象として実施する。
- (3) 判定基準
判定は、「適正」「おおむね適正」「不適正」の区分で判定する。

5 報告

点検結果は、石狩振興局森林室に報告する。

5 配水池等水槽保守(清掃)点検業務仕様書

1 保守点検

配水池等水槽保守(清掃)点検は、月形地区にあつては水道法、それ以外にあつては北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づき行う。

2 資格業者

建築物飲料水貯水槽清掃業の知事登録業者

3 清掃施設・清掃回数

地区名	清掃施設	清掃回数	備考
神居尻地区	着水井水槽(5.5t)・配水池水槽(75.0t)	1回	
神居尻宿泊棟	原水槽水槽(7.8t)・配水池水槽(98.0t)	1回	
一番川地区	配水池水槽(45.0t)	1回	
月形地区	受水槽水槽(31.0t)・配水池水槽(78.0t)	1回	

4 実施時期

配水池等水槽保守(清掃)は5～6月に実施する。

5 業務の内容及び処理方法

(1) 清掃方法等

- ① 清掃については、着水井、原水槽及び配水池から次設備への送水管内に濁水の流入防止措置を実施した後に、天井、壁、床の水垢及び汚れを落とし、沈殿物を取り除き、消毒を行う。
- ② 消毒薬は次亜塩素酸ナトリウム5%の溶液を用いる。
- ③ 消毒は槽内の全壁面、床及び天井の下面について、消毒薬を高圧洗浄機等を利用して噴霧により吹き付ける。

(2) 作業上の注意

- ① 作業の実施に当たっては、衛生管理に注意する。
- ② 作業中に設備の破損個所を発見した場合は速やかに報告する。
- ③ 清掃機械器具等の取扱に注意し、設備等を損傷しないよう留意する。

(3) 作業結果の報告

作業結果は様式-1「配水池等水槽保守(清掃)点検作業報告書」に記録、保管する。

6 地下灯油タンク及び埋設配管気密点検業務仕様書

点検業務は消防法第14条の3の2の規定、危険物の規制に関する政令及び危険物の規制に関する規則に基づき実施する。

1 点検内容・方法

(1) 関係法令

- 消防法第14条の3の2の規定（定期に点検し、その点検記録を作成し、これを保存しなければならない。）
- 危険物の規制に関する政令第8条の5の規定（地下タンク貯蔵所は、定期点検をしなければならない。）
- 危険物の規制に関する規則第62条の4の規定（定期点検は、1年に1回以上行なわなければならない。）
- 危険物の規制に関する規則第62条の5の3の規定（定期点検では、併せて、地下埋設配管の漏れの点検を行なわなければならない。）

(2) 点検対象施設・回数

施設	数量	時期	回数	貯蔵区分	規格	貯蔵量
森林学習センター	1			地下タンク貯蔵所	第2石油類 (灯油)	3,000L
宿泊A棟	1	6~7月	1			
宿泊B棟	1					
計	3					

(3) 点検実施者

危険物の規制に関する規則第62条の6の規定により危険物取扱者または危険物施設保安員により実施する。

2 点検結果

点検記録は法令に基づき、作成し、各施設に保管する。

7 浄化槽汚泥引抜業務仕様書

1 業務区域

- (1) 石狩郡当別町字青山奥 神居尻地区・一番川地区
(2) 樺戸郡月形町北郷 月形地区

2 業務設備等

(1) 業務設備及び業務時期・回数

場 所	数量	回数	時期	方 式	能力	備 考
神居尻第二駐車場	1	年1回	9~10月	接触ばっ気方式	546人槽	
神居尻宿泊棟	1	//	//	接触ばっ気方式	400人槽	
一番川地区	1	//	//	接触ばっ気方式	340人槽	
月形陶芸館	1	//	//	接触ばっ気方式	160人槽	
月形木工芸館	1	//	//	接触ばっ気方式	70人槽	
計	5					

- (2) 業務時期については、浄化槽保守点検の結果必要と認められた場合は、直ちに汚泥抜取り清掃を実施する。

3 資格業者

浄化槽法35条に定める浄化槽清掃業者とする。

4 業務内容

槽内に生じた汚泥等の除去、調整及び単位装置の洗浄等、槽の機能を正常に維持する。

浄化槽の汚泥抜取り清掃は、浄化槽法施行規則第3条に定める「浄化槽の清掃の基準」に従って行う。

8 上水道機械施設(濾過器等)保守点検業務仕様書

1 保守点検

単位装置や付属機器類の作動状況、施設全体の運転状況等を確認し、異常や故障を早期に発見し、予防措置を講じる。

2 保守点検施設・点検回数

表-1 保守点検施設・点検回数表

施設	名 称	点検回数
神居尻地区	自動除鉄除マンガン濾過装置・自動濾過制御盤・薬液装置	点検 3 回
神居尻宿泊棟	自動除鉄除マンガン濾過装置・自動濾過制御盤・薬液装置・ホソノ類	点検 3 回
一番川地区	制御盤・薬液装置	点検 2 回
月形地区	制御盤・薬液装置	点検 2 回

3 実施時期・回数

単位：回 開園期間

表-2 保守点検実施時期表

施設	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
神居尻地区		1				1		1					3
神居尻宿泊棟		1				1		1					3
一番川地区		1				1							2
月形地区		1				1							2

4 保守点検設備

表-3 保守点検施設・設備表

施設	設 備	備 考	
神居尻	自動除鉄除マンガン濾過装置	濾過塔	ろ過器型式：FTPM-3A 製造89/10
		上部マンホール	
		覗窓	
		名称	
		逆洗排水弁（電動使用）	
		洗浄水弁（電動使用）	
		処理水出口弁（電動使用）	
		原水元弁	
		逆洗水入口弁	
		空気抜き弁	
		主流量計	
		圧力計	
		サンプリングコック	
		サイファン・ブレーカ	
	自動濾過制御盤	No.1前塩素注入ポンプ	
		No.2前塩素注入ポンプ	
		No.1滅菌注入ポンプ	
		No.2滅菌注入ポンプ	
		原水入口弁	
		逆洗入口弁	
		逆洗排水弁	
		洗浄弁	
		処理水弁	
		運転操作	
	逆洗操作		
	半自動逆洗		
	逆洗タイマー		
	洗浄タイマー		
	逆洗カウンター		
	配水流量表		
	配水池水位指示警報計		
	配水流積算計		
	主幹		
計装電源			
制御電源			
24時間タイマー			
照明一次			
薬液装置	薬液タンク		
	アクリルハット		
	アウトレット		
	インレット		
	ポンプ部		
	モーター		
	注入弁		
ブレードホース			

施設	設 備	備 考	
神居尻宿泊棟	自動除鉄除マンガン濾過装置	濾過塔	ろ過器型式：W-0254-004 製造95/8
		上部マンホール	
		覗窓	
		名称	
		逆洗排水弁（電動使用）	
		洗浄水弁（電動使用）	
		処理水出口弁（電動使用）	
		原水元弁	
		逆洗水入口弁	
		空気抜き弁	
		主流量計	
		圧力計	
		サンプリングコック	
		サイファン・ブレーカ	

神居尻 宿泊棟	自動濾過制 御盤	No.1前塩素注入ポンプ	
		No.2前塩素注入ポンプ	
		No.1滅菌注入ポンプ	
		No.2滅菌注入ポンプ	
		原水入口弁	
		逆洗入口弁	
		逆洗排水弁	
		洗浄弁	
		処理水弁	
		運転操作	
		逆洗操作	
		半自動逆洗	
		逆洗タイマー	
		洗浄タイマー	
		逆洗カウンター	
		配水流量計	
		配水池水位指示警報計	
		配水流量積算計	
		主幹	
		計装電源	
		制御電源	
		24時間タイマー	
		照明一次	
	薬液装置	薬液タンク	
		アクリルハット	
		アウトレット	
		インレット	
		ポンプ部	
		モーター	
		注入弁	
	ポンプ類	ブレードホース	
		No.1原水ポンプ	
		No.2原水ポンプ	
逆洗ポンプ			
加圧給水装置盤			
No.1加圧ポンプ			
No.2加圧ポンプ			
No.1排水ポンプ			
No.2排水ポンプ			

施設	設	備	備	考
一番川地 区	制御盤	No.1滅菌注入ポンプ		
		No.2滅菌注入ポンプ		
		井戸取水ポンプ		
		補助井戸取水ポンプ		
		主幹		
		制御電源		
		警報装置		
	薬液装置	薬液タンク・フロートスイッチ付き		
		アクリルハット		
		アウトレット		
		インレット		
		ポンプ部		
		モーター		
		注入弁		
	ブレードホース			

施設	設	備	備	考
月形地区	制御盤	No.1滅菌注入ポンプ		
		No.2滅菌注入ポンプ		
		No.1送水ポンプ		
		No.2送水ポンプ		
		主幹		
		制御電源		
		警報装置		
	薬液装置	薬液タンク・フロートスイッチ付き		
		アクリルハット		
		アウトレット		
		インレット		
		ポンプ部		
		モーター		
		注入弁		
	ブレードホース			

9 上水道(配水池等)水質検査業務仕様書

1 概要

水質検査は水道法に基づく専用水道としての検査を毎年度毎月行うほか、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づき、水道法の水質基準に準じてトリクロロエチレン等水質検査を該当地区において3年に1回、一般水質検査を各地区において毎年度1回行う。

2 資格者

水質検査を委託するに当たっては、北海道知事又は厚生労働大臣の登録を受けた者とする。

3 採水施設・検体数

専用水道水質検査

地区名	採水施設	検体数	回数	備考
月形	木工芸館	1	6	毎月1回

トリクロロエチレン等水質検査（3年に1回実施）

地区名	採水施設	検体数	検査年度				
			R4	R5	R6	R7	R8
神居尻地区	多目的管理棟	1井戸1検体			1		
一番川地区	管理棟	1井戸1検体			1		

一般水質検査

地区名	採水施設	検体数
神居尻地区	配水池・総合案内所靴洗い場・林間キャンプ場炊事棟	3検体
神居尻宿泊棟	配水池・宿泊A管理棟・宿泊B管理棟厨房	3検体
一番川地区	配水池・オートキャンプ場炊事場・自然体験キャンプ場炊事棟	3検体
月形地区	受水槽・配水池・木工芸館	3検体

注:一般水質検査は、配水池清掃後に行う。

月形地区も専用水道水質検査とは別に配水池清掃後の一般水質検査を行う。

3 水質検査項目・基準値

別紙のとおり

4 水質検査実施時期

検査区分	5月	6月	7月	8月	9月	10月
専用水道水質検査	○	○	○	○	○	○
トリクロロエチレン等水質検査						
一般水質検査	○					

※ 3年に1回実施。(次回はR6年度実施)

5 検査結果の報告

検査結果は様式-1「水質試験(検査)結果報告書」に記録し、保管する。

様式-1

水質試験(検査)結果報告書

試料採取場所				気温	°C
試料採取日時				天候	
試料の種別				遊離残留塩素	mg/l
試料採取者				水温	°C
No	試験項目	試験結果	基準値		
判定					
備考					
検査期日				検査責任者	

水道水検査項目

No	項 目	基 準 値	A	B	C
1	一般細菌	100個/mL	○	○	○
2	大腸菌	検出されないこと	○	○	○
3	カドミウム及びその化合物	0.01mg/L			●
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L			●
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L			●
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L			●
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L			●
8	六価クロム化合物	0.05mg/L			●
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L	○	○	○
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L			●
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L	○	○	○
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L			●
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L			●
14	四塩化炭素	0.002mg/L		○	●
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L		○	●
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L		○	●
17	ジクロロメタン	0.02mg/L		○	●
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L		○	●
19	トリクロロエチレン	0.03mg/L		○	●
20	ベンゼン	0.01mg/L		○	●
21	塩素酸	0.6mg/L			●
22	クロロ酢酸	0.02mg/L			●
23	クロロホルム	0.06mg/L			●
24	ジクロロ酢酸	0.04mg/L			●
25	ジブromokロロメタン	0.1mg/L			●
26	臭素酸	0.01mg/L			●
27	総トリハロメタン	0.1mg/L			●
28	トリクロロ酢酸	0.2mg/L			●
29	ブromokロロメタン	0.03mg/L			●
30	ブromokロロホルム	0.09mg/L			●
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L			●
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L			●
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L			●
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L	○	○	○
35	銅及びその化合物	1.0mg/L			●
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L			●
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L			●
38	塩化物イオン	200mg/L	○	○	○
39	カルシウム、マグネシウム等	300mg/L			●
40	蒸気残留物	500mg/L			●
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L			●
42	ジオスミン	0.0001mg/L			●
43	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/L			●
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L			●
45	フェノール類	0.005mg/L		○	●
46	有機物(TOCの量)	5mg/L	○	○	○
47	PH値	5.8~8.6	○	○	○
48	味	異常でないこと	○	○	○
49	臭気	異常でないこと	○	○	○
50	色度	5度	○	○	○
51	濁度	2度	○	○	○

- 注 1 一般水質検査は、A欄の○の項目を実施する。
 2 トリクロロエチレン等水質検査は、B欄の○の項目を実施する。
 3 専用水道検査の5月、8月は、C欄の○と●の全項目を実施する。
 他の月(6月、7月、9月、10月)は、C欄の○の項目を実施する。

10 衛生施設（風呂） レジオネラ菌水質検査業務仕様書

1 検査項目及び検査時期

- (1) 検査項目 レジオネラ菌定量培養検査
- (2) 検査時期 6～7月

2 検査箇所

施設名	検体採取場所	数量	備考
宿泊管理棟（A棟）	男浴槽	1	
	女浴槽	1	
宿泊管理棟（B棟）	男浴槽	1	
	女浴槽	1	
一番川管理棟	男浴槽	1	
	女浴槽	1	

3 検査報告及び掲示

検査機関から報告を受けた「微生物検査報告書」を石狩振興局森林室に報告するとともに、写しを各更衣室の見やすい場所に掲示する。

11 汚水浄化槽(電気関係)保守点検業務仕様書

1 保守点検の趣旨

1) 定期保守点検

浄化槽の各装置や付属機器類の運転状況等を点検し、異常や故障を早期に発見する。

- (1) 保守点検は、浄化槽の保守点検の技術上の基準に従って行う。
- (2) 保守点検を保守点検業者に委託する場合の相手は、浄化槽保守点検業の登録を受けているものとする。

2) 緊急保守点検

定期点検以外でも機器や装置等に異常や故障が生じた場合には速やかに、当該機器装置等の点検調整により故障の復旧を行う。

2 保守点検施設・点検回数

表-1 保守点検施設・点検回数表

施設	規格等				点検回数
	接触ばっ気方式	流入調整槽	546人槽	90m ³ /日	
神居尻地区	接触ばっ気方式	流入調整槽	546人槽	90m ³ /日	2回
神居尻宿泊棟	接触ばっ気方式	流入調整槽	400人槽	72m ³ /日	2回
一番川地区	接触ばっ気方式	流入調整槽	340人槽	51m ³ /日	2回
月形陶芸館	接触ばっ気方式	沈殿分離槽	160人槽	24m ³ /日	2回
月形木工芸館	接触ばっ気方式	沈殿分離槽	70人槽	10.2m ³ /日	2回

表-2 保守点検実施時期表

施設	単位：回												計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
神居尻地区		1				1							2
神居尻宿泊棟		1				1							2
一番川地区		1				1							2
月形陶芸館		1				1							2
月形木工芸館		1				1							2

3 保守点検設備

表-3 保守点検施設・設備表

施設	設備	備考	
		備	考
神居尻地区	槽点検	砂溜槽	
		原水ポンプ槽	
		流量調整槽	
		第一室 接触ばっ気槽	
		第二室 接触ばっ気槽	
		沈殿槽	
		消泡ポンプ槽	
		消毒槽	
		汚泥濃縮貯留槽	
		自動荒目スクリーン	
		自動細目スクリーン	
		微細目スクリーンNo.1	
		微細目スクリーンNo.2	
	原水流量計		
	原水ポンプNo.1		
	原水ポンプNo.2		
	調整ポンプNo.1		
	調整ポンプNo.2		
	調整ブローア-No.1		
	調整ブローア-No.2		
	ばっ気槽ブローア-No.1		
	ばっ気槽ブローア-No.2		
	散気装置		
	逆洗装置		
	接触材		
	消泡ノズル		
	スカム除去装置		
エアリフトポンプ			
消毒・滅菌器			
消泡ポンプ			
汚水ポンプ			
神居尻宿泊棟	槽点検	原水ポンプ槽	
		流量調整槽	
		汚泥濃縮貯留槽	
		第一室 接触ばっ気槽	
		第二室 接触ばっ気槽	
		沈殿槽	
		第二 沈殿槽	
		第二 接触ばっ気槽	
		消毒槽	
		放流ポンプ槽	

	機械点検	自動スクリーン	
		原水槽ポンプNo. 1	
		原水槽ポンプNo. 2	
		調整槽汚水ポンプNo. 1	
		調整槽汚水ポンプNo. 2	
		調整槽ブローア	
		ばっ気槽ブローアNo. 1	
		ばっ気槽ブローアNo. 2	
		放流ポンプNo. 1	
		放流ポンプNo. 2	
		電磁弁	
		散気装置	
		逆洗装置	
		スカム除去装置	
		エアリフトポンプ	
一番川地区	槽点検	消毒・滅菌器	
		汚水ポンプNo. 1	
		汚水ポンプNo. 2	
		沈殿槽	
		流量調整槽	
		第一室 接触ばっ気槽	
		第二室 接触ばっ気槽	
	機械点検	第一沈殿槽	
		第二沈殿槽	
		消毒槽	
		放流ポンプ槽	
		汚泥濃縮貯留槽	
		調整槽汚水ポンプNo. 1	
		調整槽汚水ポンプNo. 2	
		自動微細目スクリーン	
月形陶芸館	槽点検	ばっ気槽ブローアNo. 1	
		ばっ気槽ブローアNo. 2	
		調整槽ブローア	
		電磁弁	
		散気装置	
		逆洗装置	
		スカム除去装置	
	機械点検	エアリフトポンプ	
		消毒・滅菌器	
		汚水ポンプNo. 1	
		汚水ポンプNo. 2	
		原水槽	
		第一室 接触ばっ気槽	
		第二室 接触ばっ気槽	
		第一沈殿槽	
月形木工芸館	槽点検	第二沈殿槽	
		沈殿槽	
		消毒槽	
		原水ポンプNo. 1	
		原水ポンプNo. 2	
		ばっ気槽ブローアNo. 1	
		ばっ気槽ブローアNo. 2	
	機械点検	電磁弁	
		散気装置	
		逆洗装置	
		スカム除去装置	
		エアリフトポンプ	
		消毒・滅菌器	
		原水槽	
		第一室 接触ばっ気槽	
	槽点検	第二室 接触ばっ気槽	
		第一沈殿槽	
		第二沈殿槽	
		沈殿槽	
		消毒槽	
		原水ポンプNo. 1	
		原水ポンプNo. 2	
	機械点検	ばっ気槽ブローアNo. 1	
		ばっ気槽ブローアNo. 2	
		電磁弁	
		散気装置	
		逆洗装置	
		スカム除去装置	
		エアリフトポンプ	
		消毒・滅菌器	

12 浄化槽(リサイクル型) 保守点検業務仕様書

1 業務区域

(1) 石狩郡当別町字青山奥

青山中央地区

① 案内広場

② 植樹広場

2 設備内容

地区名	規模	処理能力 対象人数	項目	原水	処理水
案内広場	ACE 100型	100人/日	P H S S (mg/L) BOD(mg/L) 大腸菌群数 (個/㎡)	5.8~8.6	5.8~8.6
植樹広場	ACE 300型	300人/日		600	10
				600	10
				—	(3000)

注()内は最確数による表示で日間平均値。

3 業務内容

(1) 定期保守点検

ア 点検回数

地区名	4月 ｼｰｽﾞﾝｯﾌﾟ	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11月 ｼｰｽﾞﾝｯﾌﾟ	計	備考
案内広場	1		1		1		1	1	5	
植樹広場	1		1		1		1	1	5	

イ 点検内容

(ア) 菌床点検、水位確認

(イ) 操作回路、機器等の点検動作確認

(ウ) 装置の摩耗部分の交換及び注油調整

(エ) 有効微生物の添加

ACE100型 20L (バイオチップ材添加全体量の2%含む)

ACE300型 20L (バイオチップ材添加全体量の2%含む)

(2) 清掃

保守点検の結果により浄化槽に生じた汚泥等の除去調整及び単位装置の洗浄等、各槽の機能を正常に維持するため、必要に応じて清掃を行う。

(3) 緊急保守点検

機器や装置、水槽等に異常や故障が生じた場合には、速やかに当機器装置、水槽等の点検調整、修繕等を行う。

4 結果報告

点検結果は、石狩振興局森林室に報告する。

13 施設(トイレ等) 水抜き・水出し業務仕様書

1 水抜き・水出し業務の施設及び場所

No	神居尻地区	牧場南地区	一番川地区	月形地区	青山中央	箇所数計
1	林間キャンプ場炊事棟	案内所	案内所	陶芸管案内所	案内広場トイレ	
2	林間キャンプ場トイレ	案内所トイレ	案内所トイレ	案内所トイレ	給水ポンプ小屋	
3	スオミタロウ	身障者トイレ	オートキャンプ場トイレ	学習キャンプ場トイレ	植樹広場トイレ	
4	デイ・キャンプ場炊事棟		自然体験キャンプ場トイレ	バンガロー炊事棟	給水ポンプ小屋	
5	多目的広場 トイレ			木工芸館		
6	サイクリングセンター					
7	神居尻案内所					
8	森林学習センター					
9	宿泊A 管理棟					
10	宿泊A こもれび棟					
11	宿泊A やすらぎ棟					
12	宿泊A管理棟野外水飲場					
13	宿泊B 管理棟					
14	宿泊B せせらぎ棟					
15	宿泊B管理棟野外水飲場					
16	記念の森トイレ					
計	16	3	4	5	4	32

注 牧場南地区は、自主運営による。

2 業務の内容及び留意事項

- ① 水抜きの際は、凍結破損防止のため手動、足踏みバルブやシャワー給水バルブ等を分解点検して保管し、水出しの際は、点検して組み立てを行う。
- ② 水抜きのあと冬季凍結防止のため、不凍液を入れる。
- ③ 作業にあたっては、安全管理に注意する。
- ④ 作業中に施設及び器具等を損傷した時又、損傷箇所を発見したときは、不良部品の取替え等修繕を行う。

1 4 給湯機器(温水ボイラー) 保守点検業務仕様書

1 点検機器

油焚き 温水ボイラー
機 種 MBX-9000

2 点検場所等

神居尻地区サイクリングセンター	1基	} 計 3基
月形地区陶芸館	1基	
一番川地区案内所	1基	

3 点検回数及び時期

年1回 6月

4 点検項目

点検は、次の点検項目ごとに実施する。

- ① 本体外観破損・塗装の劣化
- ② 燃烧装置(バーナー)、給油装置
- ③ 安全装置、電子装置
- ④ 排気筒、配管の水漏れ、安全弁等

5 点検記録

点検、調整、清掃の状況を記録し、保管する。

1 5 無圧式温水ボイラー保守点検業務仕様書

1 浴槽ろ過器の種類及び点検場所

点検場所	浴槽ろ過器機種	数量	備考
森林学習センター	RMOE315K-H5-N	1	
宿泊管理棟（A棟）	RMOE315K-25-N	1	
宿泊管理棟（B棟）	RMOE315K-H5-N1	1	

2 点検方法

技術を有する専門技術員により点検を実施する。

3 点検回数及び時期

点検は年1回、6月とする。

4 点検項目

（1）本体

①水漏れ・腐食、②フローコックからの水漏れ③燃焼ガス漏れ④燃焼室・電熱面、
⑤運転水位

（2）開放タンク

①タンク本体の腐食、②ボールタップの作動、③低水位遮断器の作動、
④水面計の漏れ・汚れ

（3）制御機器他

①温水温度調整器の作動、②温水温度計の示度、③一次温水循環ポンプの機能、
④フランジ等接続部の水漏れ

（4）燃焼装置・油だき

①油電磁弁、②油圧力計、③点火電極棒、④ディフューザー、⑤ノズルチップ、
⑥炎検出装置、⑦電気結線、⑧燃焼状況

（5）特別点検

①ヒーター燃焼室、②オイルサービスタンクからバーナーまでの配管系統の損傷

5 点検記録

点検、調整、清掃の状況を記録し、保管する。

1 6 循環ろ過器保守点検仕様書

1 浴槽ろ過器の種類及び点検場所

場 所	浴槽ろ過器機種	数 量	備 考
宿泊管理棟（A棟）	BTL-5 5 S-31（F）	1	
	BTL-5 5 S-31（M）	1	
宿泊管理棟（B棟）	BTL-5 5 S-31（F）	1	
	BTL-5 5 S-31（M）	1	

2 点検内容等

循環ろ過器の点検は次により実施する。

（1）浴槽ろ過器の点検は資格を有する専門技術員が行う。

（2）点検は、年1回、6月とする。

（3）点検項目及び点検要領は次のとおりとする。

ア 給水系統

- ・配管部の水漏れ
- ・ろ過器ポンプの水漏れ
- ・ヘアークャッチャーの金網状況
- ・ろ過器よりの水漏れ

イ 電気系統

- ・電源電圧（規定値）
- ・接地状態
- ・配線被覆の傷み、端子のゆるみ
- ・ランプ・スイッチ類の異常

ウ 制御系統

- ・温度制御機能確認
- ・逆洗機能確認
- ・滅菌装置確認
- ・ろ過ポンプの異常音・過熱
- ・攪乱モーターの異常音・過熱
- ・手動運転の確認

3 その他

（1）点検中、施設及び器具等に破損箇所を発見したときは、不良部品の取替など必要な措置を取る。

（2）点検中は、施設及び器具に損害を与えないよう十分注意する。

（3）施設の点検終了後は、点検経過、不良部品等の写真を添付した点検報告書を作成し、保管する。

17 FF式暖房機保守点検業務仕様書

1 趣旨

FF式暖房機の点検及び清掃を行うほか、必要に応じて不良部品の取り替えを行う。

2 点検を行う者

メーカー主催の講習を受け、技術を取得した者が点検を行う。

3 機器の形式・数量

別紙のとおり

4 点検・確認内容

(1) 石油ストーブ

- ア 燃焼室内部に汚れ及び変形がないことを確認
- イ バーナーに異音及び異常振動がないことを確認
- ウ 付属配管及び弁に損傷及び漏れがないことを確認
- エ 燃焼状態に異常がないことを確認
- オ コントロールの設定温度に異常がないことを確認
- カ FFストーブの作動が良好であることを確認

(2) 木質ペレットストーブ

- ア 設置状態、使用状態、燃焼室内の灰つまり、給排気筒接続のつまりなどの確認
- イ 安全装置の働き。操作部品や動く部品の働きなどの確認
- ウ 点火ヒーター、給排気部品、排気管接続用のOリングやバーナー・ロストル、送風機、モーターなどに異常がないことを確認
- オ 本体内部、燃焼室内の灰処理、送風機ファン、灰トレーナーの灰処理、燃料タンク内の粉塵除去などに異常がないことを確認

5 留意事項

- ・ 施設及び器具等を損傷させないように十分注意する。
- ・ 点検中、器具等の破損箇所を発見したときは、不良部品の取替を行うなどを行う。
- ・ 施設の点検終了後は、点検経過、不良部品等の写真を添付した点検報告書を作成し、保管する。

FF式暖房機年度別保守点検計画表(R4～R8年度)

	設置施設		備品名	規 格	点検 数量	FF式暖房機年度別点検数量								
	施設名	箇所				R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		計		
	(石油ストーブ)													
神居尻地区	宿泊管理棟A	事務室用	石油暖房機	サンポット FF4211TL	1			1				1	R3.5月更新	
	宿泊棟A1	宿泊室用			1			1					1	R3.10月更新(No1)
	"	"			7					7			7	R4.3月更新(No2～8)
					3						3		3	R4.3月更新(No11,12,14)
	宿泊棟A2	"			13				13				13	No13,15～26
	宿泊管理棟B	事務室用			1			1					1	2
牧場南地区	宿泊棟B	宿泊室用		サンポットFF-5000T9	4						4	8		
	"			日立KH-B45D-H	3						3	6		
	"			日立KH-B45D-H	1					1		1	R5年度購入(日立KH-B45D-Hの更新分)	
	スオミタロウ	休憩室用		コロナFF-VG42SA	1					1		0	使用見込みなし	
牧場南地区	管理棟	事務室用		サンヨ-CFF-R366	1						1	2		
	"	"		日立KH-B45D-H	1						1	2	H29年度青山ダムから移設	
小 計					37	10	1	0	15	20	46		指定期間中に2回実施が10台	
	(ペレットストーブ)													
神居尻地区	案内所	学習室		サンポットFFP-701DF	1						1	2	H21年度導入	
	宿泊管理棟A	食堂		サンポットFFP-701DF	4						1	5	H22年度導入	
	宿泊管理棟B	食堂	木質ペレットストーブ	サンポットFFP-701DF	2						2	2	H22年度導入	
月形地区	陶芸館	陶芸室		サンポットFFP-701DF	1						1	2	H21年度導入	
	木工芸館	ホール		サンポットFFP-701DF	1						1	2	H26年度森林室から移設	
小 計					9	4	0	0	4	4	13		指定期間中に2回実施が4台	
合 計					46	14	6	0	15	24	59			

18 灯油・軽油タンク清掃業務仕様書

1 対象設備

対象設備は下表のとおりである。

地区名	場 所	油 種	構 造	規 格(容量)		本年度実施
神居尻地区	宿泊施設A棟	灯油	地下タンク	3,000	ℓ	○
	宿泊施設B棟	灯油	地下タンク	3,000	ℓ	
	森林学習センター	灯油	地下タンク	3,000	ℓ	
	宿泊施設A1	灯油	ホームタンク	950	ℓ	
	宿泊施設A2上	灯油	ホームタンク	950	ℓ	
	宿泊施設A2下	灯油	ホームタンク	950	ℓ	○
	宿泊施設B	灯油	ホームタンク	950	ℓ	○
	サイクリングセンター	灯油	ホームタンク	950	ℓ	
	スオミタロウ	灯油	ホームタンク	490	ℓ	
月形地区	陶芸館	灯油	ホームタンク	950	ℓ	
一番川地区	案内所	灯油	ホームタンク	950	ℓ	
	発電機	軽油	ホームタンク	950	ℓ	○

2 業務内容

- (1) 清掃は4年ごとに1回実施する。
- (2) タンク内の残燃料を抜き取り、タンク内循環清掃を行い、ストレーナフィルターを交換する。
- (3) 清掃中、施設及び器具等に破損箇所を発見したときは、不良部品の取替など必要な措置を取る。
- (4) 清掃中は、施設及び器具に損害を与えないよう十分注意する。

3 点検記録

施設の清掃終了後は、清掃状況等の写真を添付した点検報告書を作成し、保管する。

地下タンク・埋設配管気密点検及び各地区燃料タンク清掃計画

区分	場所	数	油種	構造	規格(容量)	作業種別	年度								備考
							R4	R5	R6	R7	R8				
気密点検	宿泊施設A	1	灯油	地下タンク	3,000ℓ	気密点検	○	○	○	○	○	○	○	○	消防法第14条の3の1項により毎年実施(地下タンク及び埋設配管)
	宿泊施設B	1	灯油	地下タンク	3,000ℓ	気密点検	○	○	○	○	○	○	○		
	学習センター	1	灯油	地下タンク	3,000ℓ	気密点検	○	○	○	○	○	○	○		
燃料タンク清掃	宿泊施設A	1	灯油	地下タンク	3,000ℓ	清掃		○							
	宿泊施設B	1	灯油	地下タンク	3,000ℓ	清掃				○					
	学習センター	1	灯油	地下タンク	3,000ℓ	清掃					○				
	宿泊施設A	1	灯油	ホームタンク	950ℓ	清掃	○								A1
		1	灯油	"	950ℓ	清掃									A2上
	宿泊施設B	1	灯油	"	950ℓ	清掃		○							A2下
		1	灯油	"	950ℓ	清掃		○							
	サイクリングセンター	1	灯油	"	950ℓ	清掃	○								
	月形陶芸館	1	灯油	"	950ℓ	清掃							○		
	スオミタロウ	1	灯油	"	490ℓ	清掃									登録外
一番川(岩風呂用)	1	灯油	"	950ℓ	清掃							○			
一番川(発電機用)	1	軽油	ホームタンク	950ℓ	清掃							○			

19 陶芸窯保守点検仕様書

1 対象設備

設置場所	種別	規格	種類
月形地区（陶芸館）	電気陶芸窯	TY-15RF(三相)	大型
	制御盤	サイスタ式半自動焼成 TTC-2	
	電気陶芸窯	TY-8RF(三相)	小型
	制御盤	サイスタ式半自動焼成 TTC-2	

2 点検箇所・内容

種別	点検箇所・内容
電気陶芸窯炉周り	スイッチ、ケーシング、炉ブタ、色見穴、配線接続箇所
電気陶芸窯炉内	耐火レンガ、熱線・パイロマックス
制御盤	各スイッチ類、各メーター類、弱運転、強運転、保持運転、熱電帯 内部取り付け部品、配線等のゆるみ、漏電状況

3 実施時期及び回数

電気陶芸窯	年1回	4月又は5月
制御盤	年1回	4月又は5月

4 留意事項

- 1) 点検の実施に当たっては、安全管理に注意する。
- 2) 施設及び器具等を損傷させないように十分に注意する。
- 3) 点検の結果、破損等により取替の必要な部品は取り換える。
- 4) 点検結果は、様式-1 陶芸窯・制御盤点検表を作成し、保管する。

様式-1

陶芸窯・制御盤点検表

点検日

点検者

電気陶芸窯

印

機種

点検種別		正常・異常	特記事項
外観	スイッチ		
	ケーシング		
	炉ブタ		
	色見穴		
	配線接続箇所		
炉内	耐火レンガ		
	熱線・パイロマックス		

制御盤

機種

点検種別		正常・異常	特記事項
各スイッチ類			
各メーター類			
弱運転			
強運転			
保持運転			
熱電帯			
内部取り付け			
配線等のゆるみ			
漏電状況			

特記(主な交換部品・測定結果等)

最大電流値...

交換部品 ...

総合 ...

20 木工機械保守点検仕様書

1 木工機械の設置場所及び種別・点検内容

設置場所	種 別	数量	点 検 内 容
月形地区木工芸館	1 昇降盤	1台	リニアレールの清掃、軸傾斜メネジの清掃・注油、ブレーキの減り確認、ハンドル回転部の注油 刃の切れ具合
	2 大型系鋸盤	1台	S駆動ユニット周り清掃・注油、異音・騒音、下部刃止め金具清掃、上部吊上部の内部清掃、糸鋸刃の芯位置、Vベルトの張り 下部ユニット部の油量
	3 屋外型大型集塵機	1台	フィルター目詰まり、ファンの音・振動、錆、塗装の劣化、電流値
	4 自動鉋盤	1台	注油（送材ローラー軸受部・昇降ハンドル軸受部、歯車、テーブル面の清掃後（錆防止））、ベルトの張り、アリのガタ 刃の切れ具合
	5 コンプレッサー	1台	円滑油量、タンクドレン抜き、安全弁の作動、制御機器の作動、バルトの張り具合、吸込口清掃、運転時の異常音、エアーホースひび割れ
	6 スポンジサンダー	2台	スポンジの減り具合、アイドラプリーの減り具合、異常音・騒音
	7 バンドソー	1台	鋸刃の欠け、ひび、張り具合と前後位置関係、ガイドの減り具合、ガイド部ボールベアリングの減り具合、鋸刃小口の状態、ベルトの張り、ホイールゴム部分の清掃、背面ベアリング、摺動部注油 刃の切れ具合
	8 ベルトサンダー	3台	ON-OFFスイッチ部作動、前プーリー軸ガタ、ベルト交換レバー作動状況
	9 卓上ボール盤	1台	ON-OFFスイッチ部作動、モーター軸、スピンドル軸、ベルト張り状況、定盤ハンドル部

2 実施時期及び回数

年1回 5月

3 留意事項等

- (1) 点検の実施に当たっては、安全管理に注意する。
- (2) 施設及び器具等を損傷させないように十分に注意する。
- (3) 点検・整備の結果、消耗が進んでいる部品などは、必要に応じて取り換える。

4 点検報告

点検報告書を作成し、保管する。

木工機械点検報告書

点検日
点検者

印

点検項目	点検結果				特記事項等
	清掃	確認	注油	異常の有無	
1 昇降盤					
リニアレール					
刃の切					
軸傾斜メネジ					
ブレーキ					
ハンドル回転部					
2 大型系鋸盤					
S駆動ユニット周り					
異常音・騒音					
下部ユニット部の油量					
下部刃					
止金具					
上部吊上部の内部					
糸鋸刃の芯位置					
Vベルトの張り					
3 屋外型大型集塵機					
フィルターが目づまり					
ファンの音、振動					
塗装状態・錆					
電流値（外部キュービック）					
4 自動鋸盤					
送材ローラー・昇降ハンドル軸受け部					
歯車					
刃の切れ具合（自動鋸）					
刃の切れ具合（手押鋸）					
テーブル面					
ベルトの張り					
アリの					
ガタ					
5 コンプレッサー					
円滑油量					
タンクドレン抜き					
安全弁の作動					
制御機器の作動					
ベルトの張り					
吸い込み口					
運転時の異常音					
エアホース					
6 スポンジサンダー					
スポンジの減り具合					
アイドラプリーの減り具合					
異常音・騒音					
7 バンドソー					
鋸刃（張り具合、ひび、欠けの有無等）					
鋸刃（刃の切れ具合）					
ガイドの減り具合					
ガイド部ボールベアリングの減り具合					
鋸刃小口					
ベルトの張り					
ホイールゴム部分					
背面ベアリング					
摺動部					
8 ベルトサンダー					
ON-OFFスイッチ部作動					
前プーリー軸					
ベルト交換レバー作動状況					
9 卓上ボール盤					
ON-OFFスイッチ部作動					
モーター軸					
スピン					
ドル軸					
ベルト張り状況					
定盤ハンドル部					

21 し尿処理業務仕様書

道民の森に設置されている水洗トイレの浄化槽の汚泥引き抜き、簡易トイレのし尿くみ取り処理を次のとおり行う。

1 業務区域

石狩郡当別町字青山奥 神居尻地区、一番川地区
樺戸郡月形町892-1 月形地区

2 業務量等

地区名	規格	数量	回数	時期
神居尻地区	簡易トイレ	3※	適宜	6月～10月
	浄化槽	2		
一番川地区	簡易トイレ	—		
	浄化槽	1		
月形地区	簡易トイレ	—		
	浄化槽	2		

※水源の森2箇所、治山の森1箇所

3 業務事項

(1) 日常的に点検し、堆積の状況、臭気の状況に注意し、適時くみ取る。

22 一番川地区発電機保守点検業務仕様書

1 発電機の機種

大型発電機	デンヨー DCA-45ESI	いすゞディーゼルエンジン 4JG1
小型発電機	デンヨー DCA-15SPYII	ヤンマーディーゼルエンジン 4TN78L

2 点検種別

- ① シーズンイン点検（大型発電機、小型発電機）
- ② 毎月点検
- ③ シーズンオフ点検（大型発電機、小型発電機）

3 点検内容

- (1) シーズンイン点検ではバッテリーの取付け、吸気・廃棄器具の取付け、各部の点検調整などを行う。
- (2) 毎月点検では、稼働時間を考慮して故障が発生しないようエンジンオイルやエレメント等の各部の点検・調整を行い、オイルなどの消耗品の補充・交換を行う。
- (3) シーズンオフ点検ではバッテリー、吸気・排気器具の取外し、各部の点検、燃料バルブの閉鎖を行う。

4 点検結果報告

定期点検の結果は、石狩振興局森林室に報告する。

なお、点検の結果、耐用限度に達し取替えの必要な部品は、点検報告書に記載し、取り換える。

23 展示ホール機器保守点検業務仕様書

1 業務場所

神居尻地区森林学習センター

2 点検業務をする者

保守点検業務は、専門会社の技能を有した技術者による。

3 点検対象設備及び点検内容

① 森の案内人

電気制御系調整、可動ロッド、駆動モーター性能、ブラシ摩耗

② 森林のはたらき

電気制御系調整、駆動モーター性能、ブラシ摩耗

③ 森の小さな生き物

映像制御系保守清掃、アルミ蒸着鏡面半球体洗浄

④ 森のきのこ観察

映像制御系保守清掃、モニター操作調整

⑤ 道民の森ガイド

コンピューター本体調整清掃、タッチパネルモニター調整、変更情報更新

⑥ 森の学習図鑑

コンピューター本体調整清掃、タッチパネルモニター調整

⑦ 森のお絵書き

コンピューター本体調整清掃モニター操作調整、プリンターと操作盤調整点検

⑧ ソフト情報更新

新規施設、更新情報

⑨ 照明器具等部品の交換、造作・模型等の補修

4 点検時期

ア シーズンイン（4月下旬ころ）

点検箇所 ①～⑨まで

イ シーズンオフ（10月下旬ころ）

各機器チェック、交換部品の確認等

5 点検結果

点検結果は、石狩振興局森林室に報告する。

2.4 生活環境の保全に関する環境基準に準ずる水質調査業務仕様書

1 調査地区及び調査内容等

(1) 調査地区及び調査箇所数

調査地区	調査場所	数量	備考
神居尻地区	排水施設下流、水源の森	2箇所	
青山ダム地区	排水施設下流	1箇所	
牧場南地区	排水施設下流	1箇所	
一番川地区	排水施設下流	1箇所	
月形地区	排水施設下流	1箇所	

〔※ 神居尻地区及び月形地区は、8月の調査時のみ、浄化槽の上流に各1カ所を追加し、それぞれ3箇所、2箇所とする。〕

(2) 調査回数及び時期

年3回（6月、8月、9月）

(3) 調査項目

・現地調査項目

天候、気温、水温、外観、臭気、透視度、流量（青山ダム地区を除く。）

・水質分析項目

①水素イオン濃度（PH）

②溶存酸素量（DO）

③生物化学的酸素要求量（BOD）

④浮遊物質（SS）

⑤大腸菌数

⑥全リン（TP）

⑦全窒素（TN）

⑧糞便性大腸菌数

⑨化学的酸素要求量（COD）

⑩溶解性総リン（神居尻地区水源の森において実施する。）

〔※ 神居尻地区及び月形地区の8月の調査時の上流地点では⑥と⑧のみを実施する。〕

2 水質分析機関

水質分析は、厚生労働大臣又は北海道知事が指定する指定検査機関で実施するものとする。

3 結果報告

調査結果は、石狩振興局森林室に報告する。

25 植物管理業務仕様書

1 業務範囲等

項目	内容	要求水準
①芝生管理	・芝刈、草刈のほか、灌水、薬剤散布、除草、施肥、エアレーション等の必要な育成管理を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・植物の種類、育成状況、利用状況等に応じた適切な保育作業の計画を策定 ・実施し、利用者が快適に利用できるよう良好な状態を保つ。 ・除草剤は原則使用しない
②歩道等の刈払	・管理道、登山道、自動車道、サイクリングロード等及び植栽地の草刈りを行う。	
③樹木等管理	・病虫害防除、植込地除草、冬囲い等の必要な育成管理を行う。	

2 植物管理業務の対象地区及び業務基準 別紙「植物管理業務内訳表」のとおり

3 作業仕様及び留意事項

(1) 芝生管理

ア 芝刈

- (ア) 芝生にある石、空缶等の障害物は、あらかじめ取り除く。
- (イ) 機械刈りに際しては、ロータリーモア等の排出口を建物や人に向けないようにし、作業中の安全に注意する。
- (ウ) 刈り込みに際しては、刈りむら、刈り残しのないよう均一に刈り込む。
- (エ) 樹木の根際、寄植え等機械刈り不能の箇所は手刈りを行う。

イ 除草

除草は芝生地を傷めないよう除草器具を用いて根より丁寧に抜き取り、抜き取った雑草は搬出処理する。

ウ 施肥

芝生用肥料をむらなく散布する。(粒状化成肥料N:P:K=15:15:15)

エ エアレーション

芝生土壌の硬化を防止するため、エアレーション器具で芝生全面にむらのないよう穴をあける。

オ 目土掛け

- (ア) 敷厚5mmで芝生にむらのないよう均一に散布する。
- (イ) 目土は良質畑土とし、植物の根茎や瓦礫等の混入しないものを使用する。

カ 灌水

灌水は、夏季に芝の乾燥等の状況を把握の上、必要に応じ散水車により、適時、灌水を行い芝生の養成に努める。

キ 薬剤散布

- (ア) 薬剤の使用に際しては、諸農薬関係法規及びメーカー等が定めている使用安全基準、使用方法を遵守し、安全に十分に注意する。
- (イ) 薬剤散布には、風、日照、降雨等の天候条件を考慮、所定の濃度に希釈したものを散布する。
- (ウ) 病虫害の発生初期にむらなく散布する。

(2) 歩道等の刈払

- (ア) 下刈りについては、全刈りとし、地際より刈り、植栽木に損傷を与えないよう注意する。
- (イ) 歩道(登山道等含む)の草刈りについては、歩道の両側1mずつを刈るものとする。
- (ウ) 刈草が歩道に出ないように注意する。

(3) 樹木等管理

ア 冬囲い取り外し、取り付け

(ア) 冬囲いの取り外しは、5月末までに行う。

(イ) 冬囲いは、必要木について時期を逸しないよう行う。

イ 病虫害防除

(ア) 薬剤散布は、芝生病害駆除に準ずる。

ウ 危険木除去

(ア) 開園前に風倒木及び落枝等処理する。

(イ) 開園期間中に風倒木、落枝等があつた場合直ちに処理する。

(ウ) 降雪前落枝、落ち葉等処理する。

エ 除草

ハーブ園、果実の森の植込地の雑草を除去する。

4 業務処理報告

月別の業務処理報告書を記録するほか、芝生管理については期間中の業務処理実施表を作成し、保管する。

施設管理業務実施経過（令和4～8年度）

（注）二段書きの上段は計画、下段は実績

業務の区分・内訳	対象施設・区分	頻度等	実施時期（実施回数）												備 考													
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月														
1 施設管理																												
① 植物管理（細部については別紙「植物管理内訳表」とあり）																												
I 芝生管理 芝刈	主要広場A	14,500㎡ × 7回																										
	主要広場B	33,600㎡ × 6回																										
	主要広場C	5,935㎡ × 5回																										
	主要施設周辺A	6,240㎡ × 5回																										
	31,465㎡ × 4回																											
	その他施設周辺B	10,470㎡ × 4回																										
	5,900㎡ × 3回																											
	その他施設周辺C	4,600㎡ × 3回																										
	4,889㎡ × 2回																											
	17,142㎡ × 1回																											
	法面等	29,035㎡ × 2回																										
46,009㎡ × 1回																												
除草	81,690㎡ × 1回																											
施肥	99,190㎡ × 1回																											
エアレーション	20,200㎡ × 1回																											
目土	20,200㎡ × 1回																											
灌水	38,800㎡ × 1回																											
薬剤散布	108,110㎡ × 1回																											
落ち葉処理	65,385㎡ × 2回																											
	50,088㎡ × 1回																											

業務の区分・内訳	対象施設・区分	頻度等	実施時期 (実施回数)												備考			
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
II 歩道等刈払	幹線歩道	35,598m × 2回	↔		↔		↔											
	支線歩道	10,128m × 3回 2,900m × 1回			↔		↔											
	登山道	32,686m × 1回			↔		↔											
	刈払い	1,009㎡ × 2回 3,000㎡ × 1回			↔		↔											
III 樹木等管理	地掃え・下刈り	10,000㎡ × 1回			↔		↔											
	危険木除去	100本	↔		↔		↔											
	病虫害防除	146本 × 3回		↔	↔		↔		↔									
	除草 (植込地)	2,275㎡ × 2回			↔		↔		↔									
	樹木	146本			↔													
	施肥	1,302㎡			↔													
	冬囲い	699本	↔															

業務の区分・内容	対象施設・区分	頻度等	実施時期(実施回数)												備考				
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
②施設・設備管理業務																			
I. 施設保守管理	電気設備保守点検	神居原自家用電気工作物	月次点検1回/月・年次点検1回/年 計13回(4~3月)	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		神居原非常用予備発電機	月次点検1回/月・年次点検1回/年 計9回(4~11月)	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		月形自家用電気工作物	月次点検1回/月・年次点検1回/年 計13回(4~3月)	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		一番川大型発電機	月次点検1回/月・年次点検1回/年 計7回(5~10月)		2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		一番川小型発電機	月次点検1回/月・年次点検1回/年 計7回(5~10月)		2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		一番川発電機付風圧発電機	月次点検1回/月・年次点検1回/年 計7回(5~10月)		2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		消防設備保守点検	神居原地区案内所 森林管理センター 宿泊施設 月形陶芸館 木工芸館 パンガロ-	総合点検1回/年(5月)		1													
		汚水浄化槽保守点検	神居原(546人漕)	年16回(4月~11月)	1	2	2	3	3	2	2	1							
			神居原宿泊施設(400人漕)	年16回(4月~11月)	1	2	2	3	3	2	2	1							
			牧場南(80人漕)	年2回(6月~9月)			1			1									
	一番川(340人漕)	年12回(5月~10月)		1	2	3	3	2	1										
	月形陶芸館(160人漕)	年3回(4月~10月)	1			1			1										
	月形木工芸館(70人漕)	年3回(4月~10月)	1			1			1										

業務の区分・内訳	対象施設・区分	頻度等	実施時期(実施回数)												備考				
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
汚水浄化槽(電気風系)保守 点検	神居尻第二駐車場(546人漕)	年2回 (5月、9月)		1															
	神居尻宿泊施設(400人漕)	年2回 (5月、9月)		1															
	一番川(340人漕)	年2回 (5月、9月)		1															
	月形陶芸館(160人漕)	年2回 (5月、9月)		1															
	月形木工芸館(70人漕)	年2回 (5月、9月)		1															
	汚水浄化槽水質検査	神居尻第二駐車場、神居尻宿泊施設、 牧場前、一番川、月形陶芸館、月形木 工芸館	年1回 (6月)		1														
		青山中央稲藪広場	年5回 (4月~11月)	1	1				1										
	浄化槽(リサイクル型) 保守点検	青山中央案内広場		1															
		神居尻蓄水井、配水池																	
	配水池等保守(清掃)点検	神居尻宿泊施設原水槽、配水池	年1回 (5月)																
一番川配水池																			
月形受水槽、配水池																			
青山中央案内広場、稲藪広場		月2回(5月、6月、7月、8月、9月、10月) 計12回		2	2	2	2	2	2	2	2	2							
浄水施設(多遊藝園)遊浄 保守点検	神居尻																		
	神居尻・宿泊施設	年3回 (5月、8月、10月)		1				1											
	一番川																		
	月形	年2回 (5月、8月)		1				1											
上水道機械施設保守点検																			

業務の区分・内訳	対象施設・区分	頻度等	実施時期(実施回数)												備考		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
上水道専用水道水質検査	月形地区	年1回	1	1	1	1	1	1	1								
上水道一般水質検査 (青山中央地区除く)	神居原、神居原宿泊施設、一番川、月形	1.2検体 (5月) 3年に1回(R6実施予定)	1														
上水道トリクロエチレン等 水質検査																	
浴槽水質検査(レジオネラ盛)	神居原宿泊施設(風呂)	年1回				↕											
	一番川案内所(風呂)	年1回				↕											
施設水抜き・水出し	各地区水抜き・水出し(32箇所)	年2回 (4~5月、10~11月)		↕						↕							
防火対象物定期点検	神居原森林学習センター																免除
発電機保守点検	一番川地区	シーズンイン点検など年6回程度	1	1	1	1	1	1	1	1							
展示ホール器機保守点検	神居原地区森林学習センター	年2回 (4月、10月)	1						1								
陶芸窯保守点検	月形陶芸館2基	年1回 (4月)	1														
木工機械保守点検	月形木工芸館(9種13台)	年1回 (5月)	1														
浄化槽汚泥吸引抜き	3地区 合計5基 (神居原、一番川、月形地区)	年1回 (9~10月)								↕							

業務の区分・内訳	対象施設・区分	頻度等	実施時期(実施回数)												備考				
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
環境対策調査 (水質調査分析)	浄化槽下流調査 調査箇所等：神居尻・青山ダム・牧場南・一番川・月形地区 各3回(6月、8月、9月) 分析項目：水素イオン濃度、浮遊物質量、生物化学的酸素要求量 溶存酸素量、大腸菌群数、全窒素、全リン、溶解性総リン、流量等			1				1	1										
	浄化槽上流調査							1											
IV 巡視・警備	調査箇所等：神居尻・月形地区 各1回 分析項目：大腸菌群調査、糞便性大腸菌検査																		
	地区内及びサイクリングロード等の随時巡回点検・整備・安全管理・施設等の設備点検・軽微な補修	神居尻 5月1日～10月31日																	
		青山ダム 5月1日～9月30日																	
		牧場南地区 6月1日～10月31日																	
		一番川 5月1日～9月30日																	
		月形 5月1日～10月31日																	
		青山中央 5月1日～10月31日																	
園内冬期巡回業務	各地区冬期間の建物及び施設の状況把握	1回/月(11月～3月)																	
林野火災予防巡回業務	各地区につながる路網等を巡回し、入林者等に対し、林野火災予防の普及啓発、未然防止の推進	神野火災予防巡回期間(5月1日から6月10日まで)																	
登山道巡回業務	登山道危険箇所の早期発見と補修など安全対策、登山者の安全確保、指導、案内等	神居尻山：1回/月(5月～10月) ピンネシリ山：1回/月(6月～9月)																	
夜間警備	神居尻地区、月形地区、一番川地区各施設周辺	巡回 3回/日、5月1日～10月31日 夜間、施設利用者がいる場合に配置。巡回回数は、利用状況に応じて変更。																	

業務の区分・内訳	対象施設・区分	頻度等	実施時期 (実施回数)												備 考					
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
V その他	蜂の巣等駆除	各地区																		
	その他	その他施設利用者の安全確保に必要な業務																		
	建物等除雪	各地区建物・トイレ・避難小屋・案内所等施設・設備除雪										1						1		
		神居原地区森林学習センター中庭	年4回程度 (12~3月)									1	1	1	1					
	道路・駐車場等除雪	道入り口から各地区施設までの道路並びに駐車場	年1回 (3月)																1	
	建物冬囲い・取り外し	施設内の建物、養鶏戸取付け・取り外し、四阿等の冬囲い、取り外しを行う。	年2回 (11月、4月)	1																1
	閉園準備	各地区標識取付、防護柵設置、警起こし、その他閉園準備	年1回 (4月)	1																
	閉園作業	各地区標識取外、防護柵取外し、警起こし、その他閉園準備	年1回 (11月)																	1

26 清掃業務仕様書

1 日常清掃

トイレなど利用頻度の高い施設の清掃は原則として毎日実施し、それ以外の施設は利用状況に応じて清掃する。また、各項に記載されていない事項であっても現場の状況により軽微な作業で、建物、施設の管理上必要と認められる作業は、委託金額の範囲内で実施する。

(1) 共通事項

- ① 各施設内外のゴミは適宜収集し、生ゴミ、不燃、可燃・吸い殻等に分別して、ゴミステーションに搬出し、容器は洗浄する。
- ② トイレ・手洗い器は、洗剤により洗浄し、丁寧に水洗いする。
- ③ トイレの汚物入れは、容器を洗浄し消毒する。
- ④ 施設の床は、ゴミを取り除き、モップで水拭きを行う。
- ⑤ 施設の窓ガラス、窓枠、鏡、カウンター、壁面等は、はたき掛け、水拭き、から拭きを行い、塵、汚れを取り除く。
- ⑥ 浴室及びシャワールームは、水垢等の付着に注意をし、必要に応じて中性洗剤により洗浄をする。また、浴室・脱衣場の乾燥に留意する。
- ⑦ 屋内外の各種案内板は、水拭き・から拭きにより汚れを落とす。
- ⑧ 排水溝、排水弁、水路のゴミ及び汚れに留意し、美観と機能の維持に努める。
- ⑨ トイレのトイレットペーパー、その他消耗品を補給する。

(2) 地区別事項

ア 神居尻地区

(ア) 神居尻

- ① 管理等の展示物及び視聴覚機器は、はたき掛けをし、必要に応じて水拭き・から拭きによりゴミ等を取り除く。
- ② 焼肉施設は、ゴミ・灰等を取り除き、特に衛生面に留意する。
- ③ 炊事棟・炊事場等の生ごみは、適宜ゴミステーションに集積する。

(イ) 宿泊施設

- ① 食堂、宿泊室、展示ホールのテーブルは、水拭きまたは乾拭きする。
- ② 厨房、宿泊室流しの洗剤等を補給する。
- ③ 厨房（流し台、調理台、ガステーブル、手洗器、換気扇等）は、きれいに清掃し、調理用品及び食器類などで汚れが残っているものは、十分洗浄する。
- ④ 浴室の湯は毎日取替、浴槽内及びタイル床、壁面、鏡、シャワー、蛇口、湯桶、椅子等は中性洗剤により清掃を行う。
- ⑤ 宿泊者のチェックアウト後、寝具類や調理用品の状況を確認し、清掃を行う。
- ⑥ 宿泊者のチェックアウト後、シーツ、枕カバーを交換し、他に汚れたものがあれば取り替える。
- ⑦ 焼肉施設を宿泊者等が使用した後は、ゴミ、灰、木炭などを取り除いて、特に衛生面に注意し清掃する。
- ⑧ 中庭、駐車場、水飲み場、ゴミステーション及び周辺の芝生の汚れの注意や、美観の維持に努める。

(ウ) 森林学習センター

森林学習センターの周辺、展望台、階段、駐車場、スロープ、靴洗場、中庭及び周辺については、汚れに注意し、美観の維持に努める。

イ 一番川地区

- ① オートキャンプ場は、利用の都度、炊事施設及びキャンプ床を清掃するほか、汚れがある時は、それ以外でも清掃する。
- ② 岩風呂、五右衛門風呂等は、使用の翌日に清掃するほか、汚れがある時は、それ以外でも清掃する。
- ③ 体感の森設置遊具は、鳥獣の糞及び蜘蛛の巣の除去に努める。
- ④ キャンプ床は、利用の都度レーキを用いて土をならす。

ウ 月形地区

- ① 陶芸館は、木工芸館は毎日清掃する。
- ② 学習キャンプ場は、利用の都度、炊事場及びキャンプ床を清掃するほか、汚れがある時は、それ以外でも清掃する。
- ③ バンガローは、利用の都度清掃し、室内の換気に努める。

2 定期清掃

別紙「定期清掃ガラス及び床磨き清掃業務仕様書」に基づき、年1回6月に実施する。窓ふき、床ワックス磨き、照明器具、換気扇など日常的に清掃を行わないものについて清掃を行う。窓ガラス拭きで、2m以上の高所作業を行う場合は、労働安全衛生規則に基づき、危険を防止するための措置を講じるなど、安全に十分留意する。

3 開園前、閉園後の清掃

開園に向け、事前に屋内外の清掃を行う。ただし、積雪により屋内外の清掃が出来ない場合は、融雪後速やかに実施する。

4 留意事項

清掃員は、作業の実施に当たっては、衛生面の保持及び火気の取扱いに十分注意し、利用者並びに施設管理等の業務に支障のないよう次の事項に留意する。

- ① 火気の手取に十分注意し、発火性又は引火性の危険物（ガソリン、ベンジン等）は、使用しない。
- ② 清掃器具等の取扱いに注意し、施設・備品等の損傷に気を付ける。
- ③ ゴミを飛散させない。
- ④ 電気及び水道の使用については、極力節約に努める。

5 実施報告

清掃状況は、報告書に記載し、保存する。

別紙

定期清掃 ガラス及び床磨き清掃業務仕様書

1 清掃業務場所

(1) 神居尻案内所

- ア ガラス拭き、
玄関及びホールの高所（2m以上）ガラス、学習室のガラスの内外の両面。
- イ 床磨き
ホール、学習室

(2) 宿泊管理棟施設

- ア ガラス拭き
宿泊棟施設の欄間、ベランダ、管理棟の食堂、厨房窓ガラス、外玄関・内玄関、事務室、廊下、浴室各ガラスの内外の両面。
- イ 床磨き
宿泊管理棟施設の事務室、食堂、厨房、廊下、トイレ、宿泊室の床。

(3) 森林学習センター

- ア ガラス拭き
玄関、ホール、事務室、保健室、研修室、体育館、展示ホール、中庭、廊下のガラスの内外の両面。
- イ 床磨き
事務室、保健室、ホール、廊下、研修室、展示ホール、トイレ、体育館の床。

(4) ログハウス（スオミタロウ）

- ア 室内一般清掃
ゴミ、埃を取り除き、水拭き・から拭き、モップ等を使用し、清掃する。

(5) 木工芸館

- ア 床磨き
ホール、体験室

2 使用機材・資材及び作業方法

(1) 定期清掃に使用する機材・資材は、すべて受託者の負担とする。

(2) 床の清掃は、床面に適正に希釈した表面洗浄洗剤をむらのないよう塗布して、洗浄用パッド又は洗浄用ブラシを装着した床磨き機で汚れを洗浄し、乾かした後、ワックスで研磨機等仕上げする。

なお、ワックスは、シックスクールに対応した商品を使用すること。特に、体育館については、シックスクール対応商品の体育館用を使用する。

(3) 窓ガラスの洗浄は、ガラス両面に中性洗剤を塗布し、汚れを除去して、窓用スクイジーで汚水を除去し、ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。ガラス回りのサッシをタオルで清拭する。

3 作業時間

作業の実施時間は、おおむね午前9時から午後5時までに作業を完了するように作業員を適正に配置する。

4 その他

作業実施に当たっては、衛生及び火気の取扱いに留意するとともに、他の業務に支障のないよう、次の事項について、充分注意する。

- (1) 汚水等を飛散させない。
- (2) ガラス、展示品、備品等を損傷しない。
- (3) 高所作業では、十分に安全の確保を図る。
- (4) 作業終了後は、作業状況の写真を報告する。

27 建物除雪業務仕様書

1 業務内容

(1) 一般建物除雪（森林学習センター中庭除雪以外）

ア 除雪対象施設及び面積

別紙のとおり。

イ 除雪の方法

積雪や落雪による施設の破損を生じさせないよう、適期に屋根の雪おろし及び軒下周辺の除雪並びに橋の除雪を行う。

ウ 除雪の道具

軒下周辺は機械及び人力で、屋根の雪おろしは角スコップ、スノーダンプ等で行い、機械、剣先スコップ、ツルハシなど屋根にきずをつける機具は使用しない。

エ 除雪の時期と回数

除雪は、軒下周辺にあつては1～3月間に各月1回、屋根の雪おろしにあつては1～3月間に適期に2回行う。

(2) 森林学習センター中庭除雪

ア 除雪の方法

森林学習センター中庭については、中庭の積雪が軒下およそ1.5mを越えない状態を保つよう適期に除雪機で除雪する。

イ 除雪の時期と回数

12月～3月までおよそ6回とする。

2 業務の記録整備

除雪終了後は、次の関係書類を記録、作成し、保管する。

- (1) 除雪施行写真
- (2) 除雪作業日誌
- (3) その他除雪に関する写真

除 雪 対 象 施 設

地区名	施 設 名	数 量 (㎡)	除雪方法
神居尻地区	総合案内所	3 2 1	機械・人力
	サイクリングセンター	1 6 5	〃
	機械小屋 (旧売店)	4 8	人 力
	旧売店前木橋	1 2	〃
	トイレ (記念の森)	2 2	〃
	〃 (多目的広場)	3 1	〃
	〃 (炊事棟前)	3 1	〃
	浄化槽小屋 (宿泊施設)	7	〃
	炊事棟 (林間キャンプ場)	7 2	機械・人力
	四阿 (多目的広場)	2 0	〃
	キュービクル (デイキャンプ場)	8	〃
	塵芥処理小屋	1 0	〃
	森林学習センター	1, 0 9 1	機械・人力
	浄水場小屋 (森林学習センター)	1 0	人 力
	キュービクル (森林学習センター)	9	機械・人力
	宿泊棟 A	9 3 2	〃
	〃 B	7 7 8	〃
	焼き肉広場カーポート A	8 8	〃
	焼き肉広場カーポート B	4 5	〃
	キュービクル (B棟)	6	〃
	治山の森木橋	2 1	人 力
	ログハウス	9 4	機械・人力
	計	3, 8 2 1	

除雪対象施設

地区名	施設名	数量 (㎡)	除雪方法
牧場南地区	管理棟	50	機械・人力
	資材庫	6	人力
	トイレ(身障者用)	15	〃
	避難施設	93	機械・人力
	計	164	
青山ダム地区	吊橋(もりりん橋)	357	人力
	計	357	
一番川	管理棟	114	機械・人力
	物置小屋	14	人力
	塵芥処理小屋	6	〃
	トイレ(オートキャンプ場)	21	機械・人力
	トイレ(自然体験キャンプ場)	29	〃
	避難施設(自然体験キャンプ場)	150	〃
	避難施設(溪流広場)	93	〃
	バーベキューハウス	26	人力
	五右衛門風呂囲い	7	〃
	発電機室	49	〃
	計	509	

除雪対象施設

地区名	施設名	数量 (㎡)	除雪方法
月形地区	陶芸館	180	機械・人力
	木工芸館	293	〃
	資材庫 (炭焼きの森)	20	〃
	炭焼舎	21	〃
	トイレ (学習キャンプ場)	21	機械・人力
	炊事棟 (キャンプ場)	43	〃
	〃 (バンガロー)	43	〃
	避難施設 (学習キャンプ場)	93	〃
	塵芥処理小屋 (陶芸館)	6	人力
	塵芥処理小屋 (木工芸館)	6	〃
	バンガロー (16棟)	376	機械・人力
	キュービクル (陶芸館)	5	〃
	キュービクル (木工芸館)	4	〃
	木橋 (7箇所)	42	人力
計	1,153		
青山中央	案内所	63	機械・人力
	植樹広場トイレ	56	〃
	四阿 (案内所2基)	36	人力
	四阿 (植樹広場)	78	〃
	浄水場小屋 (案内所)	5	〃
	浄水場小屋 (植樹施設)	5	〃
	計	243	
合計	6,274		

28 令和5年度「森っ子クラブ」業務処理要領

1 一般的事項

受託者は、本業務処理要領に記載する事項に従い、誠実に実施しなければならない。

2 実施場所 道民の森神居尻地区森林及び宿泊施設

3 業務期間 令和5年6月1日から令和5年10月31日まで

4 業務内容

道民の森のフィールドを生かした、自然体験活動により、子供たちが森林と出会い、自然に対する感性を育て、環境に対する配慮、人に対する思いやり、互いに協力することを学んでもらう。

- (1) 開催 1回 (1泊2日)
- (2) 開催日 令和5年9月30日(土)から10月1日(日)まで2日間
- (3) 対象者と定員 親子 5家族程度
- (4) 「森っ子クラブ」の実施計画書を提出する。
- (5) 広報及び参加者の募集を行う。
- (6) 参加料は別途徴収する。
- (7) 参加申込者に「森っ子クラブ」の案内書を送付する。
- (8) 当日の受付を行う。
- (9) 催事の実施
- (10) 催事の内容
 - ・キャンプの楽しさを体験させる。
 - ・植物・動物などの森林生態や自然の恵みと同時に森や自然との人間を取巻く環境について体験させ、学ばせる。
 - ・子供たちの主体的な参画を大切にする。
 - ・催事の効果記録を行う。

5 実績報告 催事終了後、速やかに実績報告書を提出する。

6 その他

- (1) 受託者は、常に業務の安全に留意して現場管理を行い、事故の防止に努めること。
- (2) 業務中必要な保安処置は、関係法規に従って行うこと。

この要領に定めのないもので業務上必要な事項については、両者が協議の上実施するものとする。

29 令和5年度「森林環境教育事業」業務処理要領

1 業務の目的

道民の森を利用する主に小中学校の児童生徒に対し道民の森の豊かな自然環境をとおして、「環境」をキーワードとしたプログラムの実施により森林の持つ公益的機能の理解や森林と環境の結びつきについて、興味・関心を深めてもらうためのプログラムを実施する。

2 業務の委託

本業務は、委託して実施することとする。

3 業務の概要

(1) 森林環境体験学習の打合せ、事前準備、実施

森林環境教育事業のプログラムを実施することが予定される、小中学校、市町村教育委員会に対して打合せや事前準備、プログラム（1プログラム当たり概ね2時間・総プログラム数概ね100回）の実施。実施場所は「道民の森」の野外及び施設内。なお、実施後は学校ごとに、プログラムの実施報告書を提出すること。また、実施報告書は、毎月ごとにまとめて、翌10日までに報告すること。

(2) プログラムの実施後のアンケート実施及び分析と報告。

(3) 事業実施後の意見提案書の作成。

4 業務の具体的な処理内容

(1) 学校訪問等によるプログラム内容の打合せ及び企画立案

(2) 学校とのプログラムに関する受付調整事務

(3) 道民の森管理事務所との連絡調整事務

(4) 学校による独自活動へのプログラムの助言

(5) フィールドの活用と教材の手配及び資材の作成

(6) プログラムの進行管理

(7) プログラム終了時のアンケートの実施及び分析と報告

(8) 実施結果を踏まえた意見提案書の提出

5 業務場所

道民の森神居尻地区

6 業務期間

令和5年5月1日から令和5年11月30日まで

7 個人情報の保護

受託者は、本事業の業務を処理するため個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

8 事業の実施にあたっての留意事項

(1) 受託者は、本事業の実施に当たり、学校が神居尻地区森林学習センター研修室・体育館等の利用が予想されるものについては、施設を管理している一般財団法人北海道森林整備公社道民の森管理事務所と緊密な連絡体制を取り、業務が確実に履行出来る体制を取ること。

(2) 受託者は、本事業の実施に当たり、事前の準備等で必要のある場合は「道民の森」の施設及び供与備品（道民の森管理事務所が北海道から供与されている備品）を無償で利用できるものとし、その際には、予め当該施設の管理マネージャーへ連絡することとする。

(3) 受託者は、業務完了後次の成果品を提出すること。

成果品

①プログラム実施報告書

②アンケート分析結果報告書

③委託事業に関わる意見提案書

8 その他

この要領に定めのない細部事項については、両者が協議して定めるものとする。

30 令和5年度「森のようちえん」業務処理要領

- 1 一般的事項
受託者は、本業務処理要領に記載する事項に従い誠実に実施しなければならない。
- 2 業務場所 道民の森神居尻地区
- 3 業務期間 令和5年4月10日から令和5年10月31日まで
- 4 開催日時 ①6月24日(土)、②7月29日(土)、③9月23日(土) 3回
各日 10時から12時まで(2時間程度)
- 5 業務目的 森の中で好奇心や冒険心を大いに発揮し、五感(見る、聞く、触る、嗅ぐ、味わう)を使い発見から遊びから、優しい心とたくましい体や生物を大切にする心を育てる。
- 6 実施内容 受託者は、自然の中で神秘さや不思議さを体験できるように、実施時期に応じたプログラムを企画すること。また、実施する回毎にプログラムを提出すること。
報告書は第3回終了後に提出すること。
- 7 災害防止 参加者は児童と親が対象なので、業務執行に当たり、安全面には十分注意をするとともに、万が一のことを考慮して傷害保険等を掛けること。
- 8 参加者募集 発注者は、参加者の募集を行い受託者に提示すること。

この業務処理要領に定めない事項については、両者が協議して定めること。